

## 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

四街道市国民健康保険税条例(昭和39年条例第27号)の一部を次のように改正する。

本則中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の四街道市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。